第三条の二第一項中「（令第四条第二項」を「（同条第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）にあっては、令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項又は第三項の定めるところにより検出された放射線量から最近三か月間における同条第二項又は第三項の定めるところにより検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が、同条第一項の放射線量を下回っている場合とする。

第六条第一項の表原子炉設置者の項下欄中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）」を「規制法」に改める。

第七条第一号の表のイの項上欄中「限る」を「限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く」に改め、同表のチの項を同表のリの項とし、同表のトの項上欄中「イからトまで」を「イからヘまで」に改め、同項下欄中「放出し、又は放出する」を「放出され、又は放出される」に改め、同項を同表のチの項とし、同表のへの項上欄中「ホに掲げるもの及び」を「ホ及びヘに掲げるもの並びに」に改め、同項を同表のトの項とし、同表のホの項の次に次のように加える。

へ　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 (2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

第八条第一号中「へからチまで」を「へからリまで」に改める。

第十四条の表のイの項上欄中「限る」を「限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く」に改め、同表のトの項上欄中「イからトまで」を「イからヘまで」に改め、同項下欄中「放出し、又は放出する」を「放出され、又は放出される」に改め、同項を同表のチの項とし、同表のへの項上欄中「ホに掲げるもの及び」を「ホ及びヘに掲げるもの並びに」に改め、同項を同表のトの項とし、同表のホの項の次に次のように加える。

へ　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 (2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。